

要 望 書

現在内閣府や自民党内で議論されている民泊営業の規制緩和について以下のとおり反対するものであります。

① 旅館業法の改正については、その必要性を認めない。

営業許可形態のひとつである簡易宿所の営業許可制度で民泊の対応は十分できると考えます。民泊のみ許可制でなく登録制（届け出制）にするという提案もあるようですが、一國二制度になり、イコールフットイングの原則に反します。

② 供給過剰ぎみの宿泊施設が大部分である地方においては特区の枠をひろげないでいただきたい。

特区については、宿泊施設の需要が逼迫し稼働が高く国民が不便を感じているような大都市においてはその必要性を理解できますが、地方の旅館・ホテルは国内需要の減少で経営難が続いています。

③ 大都市の特区についても、先行例（東京大田区、大阪府）を十分検証してから次のステップに移っていただきたい。

様々な特区が様々な条件のもと同時進行し始めると、いたずらに国民の混乱を煽るばかりであると考えます。狙った成果がしっかりと出ているのかどうか、三～五年かけて業界団体も交えて検証を行って頂きたい。

④ 不法民泊の取り締まりを適切に実施して頂きたい。

営業許可をとっていないホストについては明らかに旅館業法違反であります。また、国におかれては、インターネットを介した宿泊仲介を行っている Airbnb 社を看過するのではなく、旅行業の範疇で考えるか否かは、早急に結論を出しルールを作ってください。

⑤ 政府におかれては、インバウンドによる大都市一極集中を民泊で受け止めるのではなく地方に分散させることに尽力していただきたい。

地方にある小規模の旅館・ホテルの情報発信力が弱いため、その魅力が十分に海外のお客様に理解されていません。我々宿泊団体としても全力をあげて情報発信の方法を考えますので政府としても既存旅館施設の活用についてお力を貸して頂きたい。

平成27年11月5日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会 長 北 原 茂 樹
一般社団法人 日 本 旅 館 協 会
会 長 針 谷 了
一般社団法人 日 本 ホ テ ル 協 会
会 長 小 林 哲 也
一般社団法人 全日本シティホテル連盟
会 長 藤 野 公 孝

旅館業の関係法令

1) 旅館業法

旅館業の健全な発展を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民の向上に寄与することを目的としています。この法律の「旅館業」とは、「ホテル営業」・「旅館営業」・「簡易宿泊営業」・「下宿営業」をいいます。

2) 消防法

旅館業の基本は利用者の安全を確保することであり、旅館・ホテルは「特定防火対象物」に入ります。常に現行基準に合った消防用設備にする義務があります。

平成15年10月1日施行の「防火優良認定証及び防火基準点検査済証の表示制度」が導入され、防火対象物の公示及び表示の法制度が義務化されています。

3) 食品衛生法

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。平成15年には大幅に改正され、食品の安全性確保のための施策が強化されました。

旅館厨房なども食品等事業者としてより一層の安全確保の努力が要求されています。具体的には、仕入先の名称など必要な情報を記録、保存するよう努めなければならないことや、食中毒発生時にその記録を国や自治体へ提供、販売食品の破棄など措置を的確、迅速に行うよう努めなければならないと定められております。

4) 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため平成15年に施行されました。

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられております。

5) 労働安全衛生法

従業員の健康管理上、従業員数に応じて総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理者、産業医を選任する事が、義務付けられております

6) 建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公益の福祉の増進に資することを目的としております。旅館は特殊建築物と指定され、安全のための基準に従った建築をしなければなりません。

7) 食品循環資源の再生利用の促進に関する法律

平成13年5月1日に施行され、飲食店営業など食品関連事業者が、食品廃棄物の発生の抑制、再生利用、原料に取り組むことが求められています。基本方針として、平成18年度までに年間排出量の20%削減の数値目標がたてられました。

年間排出量100t以上の事業者が目標を達成できなければ「取り組みが著しく不十分」として勧告・命令の対象になります。

8) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

平成15年4月に新設・改築するホテルなどにバリアフリー対応を義務付けることを目的とした法律です。特定建築物を新設や改築する場合にはバリアフリー対応をすることが努力目標としてあげられ、そのなかでも「特別特定建築物」として政令で定められた場合には必ず守る義務があります。

9) 温泉法

温泉を保護し利用の適正を図る目的で定められています。

10) その他

「観光基本法」・「国際観光ホテル整備法」・などによる、訪日外国人客に対応した施設基準やサービスの充実に関する法令。

「下水道」・「温泉排水に関する水質汚濁防止法」、お客様の個人情報の保護に関する「個人情報保護法」、「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進などに関する法令」、「暴力団による不当な行為の防止」、「風俗営業の規則及び業務の適正化等に関する法律」等業界独自の法律規制があります。

勿論、企業としての雇用関係・労働安全関係等の法令順守にも努めております。